

邑智郡森林組合所有地売却応募要領

申込受付期間 令和 8 年 8 月 2 4 日（月）から

令和 8 年 9 月 4 日（金）まで

入 札 日 令和 8 年 9 月 1 7 日（木）

売 却 物 件

所在地番	公簿地積（㎡）	予定価格	種別
邑南町矢上 111 番 2	1,037.04	事前公表しない	土地
外 3 筆			建物付き

【注意事項】

入札の参加希望者は、申込の前に必ず申込者ご自身で、現地の目視確認及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

邑智郡森林組合総務課

令和8年8月24日広告の組合所有地売却に係る一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ入札に参加してください。

一般競争入札による組合所有地の売却では、購入希望者全員による競争入札を行い、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定します。購入を希望される方は、本紙要領を良くご理解の上、申込みをしてください。

1 建物現地見学会

建物付売却物件であるため、次のとおり建物等の現地見学会を実施します。

令和8年9月7日（月）9：00～12：00

必ず建物等の現地を確認された上で、入札に参加してください。

現地見学をせずに入札に参加することは可能ですが、事後に建物等の瑕疵等を発見しても、邑智郡森林組合では一切責任を負いません。

現地見学会以外の日に現地調査を行う場合は、組合と協議し組合の承諾を得た上で調査を行ってください。調査費用は入札参加希望者の負担となります。なお、調査により、周辺土地、建物、居住者、通行人に損害を与えた場合は、調査を行った者がその責任を負うことをご承知おきください。

※物件は現況のままで引き渡します。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）

建物等の点検・清掃・補修・撤去、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切組合では行いません。また、上下水道、電気など供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、組合では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出は一切行いませんので、必要に応じ購入者が建築関係機関や供給処理施設の管理者などに問合せするなどし、対応してください。

2 申込み

受付期間 令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時15分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

受付場所 邑智郡森林組合 本所 総務課

3 入札方法等

場 所 邑智郡森林組合 本所 林業振興センター 2階 会議室

日 時 令和8年9月17日(木) 午前10時00分

- (1) 組合所有地売却に係る一般競争入札公告に記載の上記時間の15分前までに入札会場前にお越しください。
- (2) 入札保証金は免除とします。
- (3) 入札回数は1回です。
- (4) 代理人による入札の場合は、委任状を持参してください。
- (5) 入札に参加される方は、物件概要、組合所有地売却応募要領、売買契約書を承認されたものとみなします。
- (6) 入札書及び委任状(代理人による入札の場合)は万年筆又はボールペンで記入してください。入札書、委任状の記名・押印を確認してください。
- (7) 入札申込書提出後に辞退する場合は、入札辞退届を提出してください。

4 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、組合が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- (3) 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

5 入札結果

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び金額を落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また開札結果(落札者の氏名(法人名称)、落札金額)については、原則公表します。

6 売買契約の締結等

落札者は、落札決定の日から14日以内(落札日は不算入。)に、組合と売買契約を締結していただきます。(当日に契約の締結はしません。後日契約書を郵送します。)売買契約書の1部に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。なお、期限までに契約書を提出できない場合は、落札は無効となりますのでご注意ください。

6 売買代金の支払方法

落札者は、売買契約締結と同時に売買金額を一括納付しなければなりません。売買代金を指定する期日までに支払わなかった場合は、契約は解除となります。

7 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納された日付をもって所有権を移転し、物件を現状のまま引き渡します。（図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。）
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は落札者の負担となります。
- (3) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

8 その他の注意事項

- (1) 不正な申込みについては、無効としますので注意してください
- (2) 現況のまま物件の引き渡しを行いますので、必ず現地を確認しておいてください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。
- (4) 建物の建築や土地の利用に当たっては、指導等がなされる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間に、組合の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、組合に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (8) 今回の入札において落札者がなかった場合については、次回の一般競争入札等処分手続を開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している予定価格以上で売却します。

【問い合わせ先】

邑智郡川本町大字因原 66 番地
邑智郡森林組合 本所 総務課
電話 0855-72-0277